

アイカグループ サステナビリティ調達ガイドライン

第4版 2022年4月 アイカ工業株式会社

【はじめに】

私たちが暮らす地球・社会において、その持続可能性を脅かす社会課題が深刻化しています。人権尊重、環境負荷の低減、高い倫理観に基づく行動を徹底し、企業の社会的責任を果たすことが強く求められています。

私たちアイカグループは、経営理念である「アイカグループは共生の理念のもとたえ ざる革新により新しい価値を創造し社会に貢献してまいります」を実現するため、さま ざまな社会課題の解決に向けた事業活動を行っています。

この活動に、サプライチェーンに関わるステークホルダーの皆様と協働して取り組むことで、より実効性を高めていきたいと考えており、「アイカグループ サステナビリティ調達ガイドライン」として改定いたしました。

本ガイドラインを通じて、その趣旨を皆様にご理解いただくとともに、この活動をサプライチェーン全体に広げていくため、皆様の取引先様におかれましても、本ガイドラインの趣旨をご理解いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

I 人権·労働

I-1:人権尊重

各国・各地域の法令を遵守し、すべての人の人権・価値観を尊重し、人種・性別・年齢・国籍・宗教・障害の有無などの事由による不当な差別を行わず、誰もが活躍できる職場環境の構築に努める。

Ⅰ-2:強制労働や児童労働の禁止

各国・各地域において一切の強制労働や児童労働を行なわない。

Ⅰ-3:適切な賃金や労働時間

適正な労働時間を保ち、各国・各地域の法令を遵守した対価を従業員に支払う。

Ⅰ-4:従業員の権利

各国・各地域の法令にもとづく従業員の権利を尊重し、密接なコミュニケーションを 通じて従業員との良好な関係を構築するよう努める。

Ⅱ 安全衛生

Ⅱ-1:安全衛生管理

従業員や周辺住民の安全に関するすべての法令を遵守するとともに、リスクアセスメントを実施するなど適切な安全衛生管理体制を構築し、職場および周辺環境の安全性向上に努める。

Ⅱ-2:従業員の健康管理

従業員に対する健康診断・労働時間管理・メンタルヘルス調査の実施など、適切な健康管理を行う。

Ⅱ-3:身体的負荷のかかる作業への配慮

定期的な小休止・作業補助具の提供・複数作業者での分担や協力を行うなど、身体的 負荷のかかる作業を適切に管理する。

Ⅱ-4: 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類は、安全上のリスクを評価し、適切な安全対策を講じる。

Ⅱ-5:労働災害および労働疾病の防止・管理

職場安全を確保し労働災害および労働疾病を防止するとともに、発生時には必要な治療を提供し、職場復帰を支援する施策を講じる。また労働災害および労働疾病の調査・記録を行い、再発防止に努める。

Ⅱ-6:緊急時の対応

発生しうる災害·事故などを想定し、緊急時の対応マニュアルなどを作成し、職場へ 周知徹底する。

Ⅲ 環境

Ⅲ-1:環境管理

製品およびサービスの環境・有害性に関するすべての法令を遵守するとともに、適切な管理体制(IS014001など)を構築し、環境影響を最小限にするとともに、検査基準・顧客要求事項を遵守する。

Ⅲ-2:化学物質の管理

各国・各地域の法令を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定・表示・管理を行い、安全な取り扱い・移動・保存・使用・再利用または廃棄が確実に実施されるよう管理する。

Ⅲ-3:環境への影響の最小化

温室効果ガス排出量・産業廃棄物排出量・水使用量など、環境に影響を及ぼす環境項目に対して自主基準を定め適切に管理する。

Ⅲ-4:資源・エネルギーの有効活用

省エネルギー·省資源を心がけ、リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル (再資源化)を推進し、継続的なエネルギー·資源の有効活用を図る。

Ⅲ-5:環境許可証および行政許可

各国・各地域の法令に従い、必要とされる行政からの認可を受け、要求された管理報告を遅滞なく提出する。

Ⅲ-6:環境保全についての取組み状況の開示

環境活動の成果について、定期的に情報開示する。

Ⅳ公正な取引・倫理

Ⅳ-1:公正なビジネスの遂行

公正で自由な競争を守るため、各国・各地域の競争法をはじめとする取引に関する法令などを遵守し、法と正しい企業倫理にもとづき行動する。

Ⅳ-2:贈収賄・腐敗行為の禁止

金銭・非金銭を問わず、あらゆる形態の贈収賄・腐敗行為に関与せず、公正な競争を通じ、社会経済の発展に寄与することに努める。

Ⅳ-3:優越的地位の濫用の禁止

優越的地位の濫用はおこなわない。

Ⅳ-4:不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための教育や啓発活動を行い、早期に発見するために内部通報 制度などの充実を図る。

Ⅳ-5:知的財産の尊重

他者の権利・財産を不当に利用または侵害せず、これを最大限尊重する。

Ⅳ-6:適切な輸出管理

法令などで規制される技術や物品の輸出に関して、適切な管理体制の下で輸出手続きを行う。

Ⅳ-7:情報開示

ステークホルダーに対して適時適切な会社情報の提供・開示に努める。

V品質·安全性

Ⅴ-1:品質管理

製品およびサービスの品質・安全性に関するすべての法令を遵守するとともに、適切な品質管理体制を構築し、自らの品質・検査基準および顧客要求事項を遵守する。

V-2:製品安全性の確保

製品は各国・各地域の法令などで定められた安全基準を遵守する。またトレーサビリティーなどの管理および問題解決に向けた迅速な対応を行う。

Ⅵ情報セキュリティー

VI-1:コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御 コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他社に 被害を与えないように管理する。

VI-2:個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する。

VI-3:顧客·第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

Ⅷ社会貢献

Ⅷ-1:社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。